

令和 8 事業年度 前期高齢者関係業務事業計画

令和 8 事業年度における前期高齢者関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 139 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等の徴収、保険者に対する前期高齢者交付金の交付等を行うものである。
2. 下記 3 の前期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者等から法第 36 条第 1 項及び法第 93 条第 3 項の規定による前期高齢者納付金等として、

前期高齢者納付金	3,328,397,828 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	20,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	313,602 千円
計	3,348,711,430 千円

を徴収すること等を予定している。

3. 法第 32 条第 1 項の規定による前期高齢者交付金として、

3,353,948,427 千円

を交付することを予定している。